

京都市特定環境保全公共下水道条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月21日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 55 号

京都市特定環境保全公共下水道条例施行規則の一部を改正する規則

京都市特定環境保全公共下水道条例施行規則の一部を次のように改正する。

第8条第1号を次のように改める。

(1) 次に掲げる要件を満たす下水（その排出量が1日につき200立方メートル以下であるものに限る。）

ア 令第9条第1項各号又は第9条の11第1項各号に掲げる項目のうち、次に掲げるものについて、それぞれ次に掲げる基準に適合する水質であること。

(ア) アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき1, 200ミリグラム以下であること。

(イ) 水素イオン濃度 水素指数が5以下でないこと。

(ウ) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に3, 000ミリグラム以下であること。

(エ) 浮遊物質 1リットルにつき3, 000ミリグラム以下であること。

(オ) 窒素含有量 1リットルにつき1, 200ミリグラム以下であること。

(カ) リン含有量 1リットルにつき160ミリグラム以下であること。

(キ) ノルマルヘキサン抽出物質含有量のうち鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下であること。

(ク) ノルマルヘキサン抽出物質含有量のうち動植物油類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下であること。

イ 令第9条の10各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる基準に適合する水質であること。

ウ 令第9条の11第1項第6号に掲げる物質又は項目に関し、同号に掲げる基準に適合する水質であること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(上下水道局技術監理室地域事業課)